① B リーグ規約第3条【遵守義務】第1項及び第4項

- (1) 以下に定める者(以下「Bリーグ関係者」という)は、Bリーグの構成員として、本規約 及び公益財団法人日本バスケットボール協会(以下「協会」という)の定款ならびにこれ らに付随する諸規定を遵守する義務を負う。
 - ① B リーグの役職員
 - ② B リーグの会員及びその役職員
 - ③Bクラブに所属する選手
 - ④Bクラブに所属するヘッドコーチ、アシスタントコーチ、ドクター及びアスレティックトレーナー等(以下「チームスタッフ」という)
 - ⑤Bリーグに登録する審判員
 - ⑥スコアラー、アシスタントスコアラー、タイマー及びショットクロックオペレーター(以下「テーブル・オフィシャルズ」という)
 - (7)ゲームディレクター
 - ⑧その他の関係者
- (2) Bリーグ関係者は、第1条のBリーグの目的達成を妨げる行為、公序良俗に反する行為及び社会的規範に反する行為を行ってはならない。
- (3) Bリーグ関係者は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、準暴力団、総会屋等の政治活動標ぼうゴロ、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団員及びこれらに準ずる団体並びにこれらの構成員などの反社会的勢力又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等(以下「暴力団員等」という)であってはならない。また、Bリーグ関係者は、暴力団員等による不当な要求および財産上の利益供与の申し入れは断固として拒絶し、かつ暴力団員等と取引をし、または交際してはならない。
- (4) Bリーグ関係者は、法律、条令および規則等を遵守しなければならない。
- ②選手契約および登録に関する規約第32条【インジュアリーリスト】
 - (注)別紙にて、掲載
- ③ B リーグ規約第 127 条【両罰規定】

Bクラブに所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して制裁を科すほか、 その個人が所属する B クラブに対しても制裁を科すことができる。ただし、当該 B クラブ に過失がなかったときは、この限りではない。

(注)該当条項は、本事案発生時点における規約等に準拠する(該当条文は別紙1の通りである)

Bリーグ規程集 「選手契約および登録に関する規程」

第32条〔インジュアリーリスト〕

- (1)シーズン中に怪我の診断を受けた選手は、同時に2名までインジュアリーリストに登録することはでき、インジュアリーリスト登録期間中は、登録人数に応じた選手数の新規リーグ登録をすることができる。ただし、選手の登録期間が経過した後は、インジュアリーリストへ選手を登録しても、新規リーグ登録はできない。
- (2) インジュアリーリストに登録する場合は、インジュアリーリスト登録申請書と 医師の診断書をリーグへ提出することで、当該選手との契約を保持したまま、一時的にリー グ登録を抹消することができる。
- (3) インジュアリーリストに登録された選手は、当該登録から30日間は再びリーグ登録することができない。
- (4) インジュアリーリストを抹消し、当該選手を再びリーグ登録する場合は、インジュアリーリスト抹消申請書をリーグへ提出することとする。
- (5) インジュアリーリストへ登録された選手は、前項の手続きにより登録期間最終日以降も 再びリーグ登録することができる。
- (6) インジュアリーリストへ登録された選手が、所属クラブとの契約を満了するか、契約解除に至った場合、契約期間の終了をもってリーグは当該選手をインジュアリーリストより抹消する。ただし、期限付き移籍によって当該選手が移籍した場合は、リーグは所属元クラブを移籍先クラブへ変更するものの、当該選手はインジュアリーリストへ残存し、前第3項のリーグ再登録までの期間も有効に扱う。
- (7) インジュアリーリストへ同時に 2 名登録しているクラブは、当該登録期間中、インジュアリーリストへ登録された選手を新たに期限付移籍により獲得することはできない。

◎アンケート設問について

Bリーグからの裁定決定を受けて、弊社は、原因究明・再発防止策の検討及びコーポレートガバナンスの強化のため、第三者委員会を設置し、会社組織の見直しを行ってまいります。 皆様方の忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。以下の設問にお答えください。

(株主様用)

- 1. 今回のBリーグからの制裁決定について、ご意見があればご記入ください。
- 2. 社内処分について、ご意見があればご記入ください。
- 3. 今回の事案の発生原因について、お考えがあればご記入入ください。
- 4. 今回の事案の再発防止、さらに弊社あるいはチームの運営を改善するために、お考えがあればご記入ください。
- 5. コーポレートガバナンスについて、あるべき経営像(チーム運営の分離等)について、お考 えがあればご記入ください。
- 6. 熊本ヴォルターズのB1昇格やアリーナ建設について、ご意見を記入ください。
- 7. そのほか、弊社あるいはチームに対してご意見があれば、ご記入ください。

(取締役用)

- 1. 今回のBリーグからの制裁決定について、どう思われますか?
- 2. 社内処分について、どう思われますか?
- 3. 今回の事案の発生原因について、ご意見をご記入ください。
- 4. 今回の事案の再発防止について、どの様にしたら良いかご意見をご記入ください。
- 5. コーポレートガバナンスについて、経営と執行の分離等、あるべき将来像のご意見をご記入 ください。
- 6. 熊本ヴォルターズのB1昇格やアリーナ建設について、ご意見をご記入ください。
- 7. 今回の事案について、株主、パートナー企業、ブースター、ユース・スクール関係者に対して、取締役としての立場におけるお考えがあれば、ご記入ください。
- 8. 最後に、熊本バスケットボール株式会社に対して、ご意見をご記入ください。

◎アンケート設問について

Bリーグからの裁定決定を受けて、弊社は、原因究明・再発防止策の検討及びコーポレートガバナンスの強化のため、第三者委員会を設置し、会社組織の見直しを行ってまいります。 皆様方の忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。以下の設問にお答えください。

(ファンクラブ様用)

- 1. 今回のBリーグからの制裁決定について、どう思われますか?
- 2. 社内処分について、どう思われますか?
- 3. 今回の事案のファンクラブ様への影響について、ご意見をご記入ください。
- 4. 新体制について、求めるもの等ございましたら、ご意見をご記入ください。
- 5. 熊本ヴォルターズのB1昇格やアリーナ建設について、ご意見をご記入ください。
- 6. 熊本ヴォルターズがもっと県民で盛り上がる仕組みや方法等、ご意見をご記入ください。
- 7. 最後に、熊本バスケットボール株式会社に対して、ご意見をご記入ください。

(スポンサー様用)

- 1. 今回のBリーグからの制裁決定について、どう思われますか?
- 2. 社内処分について、どう思われますか?
- 3. 今回の事案のスポンサー様への影響について、ご意見をご記入ください。
- 4. 新体制について、求める物等ございましたら、ご意見をご記入ください。
- 5. 熊本ヴォルターズのB1昇格やアリーナ建設について、ご意見をご記入ください。
- 6. 熊本ヴォルターズがもっと県民で盛り上がる仕組みや方法等、ご意見をご記入ください。
- 7. 最後に、熊本バスケットボール株式会社に対して、ご意見をご記入ください。

アンケート設問について

Bリーグからの裁定決定を受けて、弊社は、原因究明・再発防止策の検討及びコーポレートガバナンスの強化のため、第三者委員会を設置し、会社組織の見直しを行ってまいります。 皆様方の忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。以下の設問にお答えください。

(社員用)

- 1. 今回のBリーグからの制裁決定について、どう思われますか?
- 2. 社内処分について、どう思われますか?
- 3. 今回の事案の発生原因について、ご意見をご記入ください。
- 4. 今回の事案の再発防止について、どの様にしたら良いかご意見をご記入ください。
- 5. コーポレートガバナンスについて、経営と執行の分離等、あるべき将来像のご意見をご記入 ください。
- 6. 熊本ヴォルターズのB1昇格やアリーナ建設について、ご意見をご記入ください。
- 7. 最後に、熊本バスケットボール株式会社に対してもっと良くする方法等、ご意見をご記入ください。

(選手・スタッフ用)

- 1. 今回のBリーグからの制裁決定について、どう思われますか?
- 2. 社内処分について、どう思われますか
- 3. ご自身の契約内容について、把握されていますか? はい いい その他()
- 4. 今回の事案の発生原因について、ご意見をご記入ください。
- 5. 今回の事案の再発防止について、どの様にしたら良いかご意見をご記入ください。
- 6. コーポレートガバナンスについて、経営と執行の分離等、あるべき将来像のご意見をご記入 ください。
- 7. 熊本ヴォルターズのB1昇格やアリーナ建設について、ご意見をご記入ください。
- 8. 最後に、熊本バスケットボール株式会社に対してもっと良くする方法等、ご意見をご記入ください。